

調停に對する請求異議の訴の管轄

高 島 義 郎

昭和三十一年二月二十四日最高裁判所第二小法廷判決(昭和二十九年(オ)第一七六號請求異議事件)最高裁民集一〇卷二號一三九頁——棄却

【判決要旨】 調停調書に對する請求異議の訴の第一審は、調停の成立した裁判所の專屬管轄に屬する。

【事 實】 原告X(被控訴・上告人)は被告Y(控訴・被上告人)所有の宅地を賃借していたが、これについて紛争が生じ、昭和二十六年一月八日「宇都宮簡易裁判所」で調停が成立した。その調停條項は、(1)YはXに對し本件宅地を、昭和二十六年一月より昭和二十七年六月三〇日まで賃貸すること、(2)YはXと昭和二十七年六月三〇日までに協議の上右宅地の價額を協定してこれをXに賣渡すこと、XY間で價額の協定が調わないときは、裁判所の命ずる鑑定人の鑑定價額によること、(3)若しXが右期限内に代金の支拂をなさないときは、XはYに對して建物を收去して右宅地を明渡すこと等であつた。Yは期限の到來をまつて、右調停調書に基づく強制執行に着手した。これに對してXは、右期限までにYに買受け方の交渉を求めまた買收の請求もしたが、價額の協定が調わず、鑑定額も定まらなかつたため代金の支拂をなさないのであつて、右調停條項の(2)(3)の趣旨は、期限の到來と共に當然にXの明渡義務を發生せしめるものではないと主張して、請求異議の訴を提起した。この訴は「宇都宮地方裁判所」に提起された。

第一審はXが勝訴したが、Y控訴し、控訴審は、裁判上の和解と同一の效力を有する調停調書に對する請求異議の訴には、民訴法五四五條の規定が準用されるから、本件では、調停事件が第一審として係屬した宇都宮簡易裁判所の專屬管轄に屬するとして、原判決を取消し宇都宮簡易裁判所に移送した。X上告。

【上告理由】 訴訟上の和解と調停とは、その効力は同一であつても、前者が訴から出發するのに對して後者は調停申立から出發するものであつて、その性質は全然別個のものであり、また前者には受訴裁判所が存在しても、後者にはそれを想定することができないのであるから、調停調書に基づく強制執行には民訴法五六〇條による同法五四五條の準用はなく、従つて管轄に關する一般の原則により訴訟物の價額を基準として簡易裁判所又は地方裁判所が第一審の專屬管轄裁判所となると解すべきで、しかるときは訴訟物の價額が金三萬圓を超える本件では、宇都宮地方裁判所に專屬管轄があるといわなければならぬ。

【判決理由】 調停調書の執行力ある正本に基づく強制執行の排除を求むる請求異議の訴の第一審は、當該調停の成立した裁判所の專屬管轄に屬することは、當裁判所の判例とするところであつて（昭和二十四年（オ）第二七一號昭和二十八年五月七日第一小法廷判決）論旨は理由がない。

【參照條文】 民訴法第五四五條、第五六〇條。

【批評】 判旨には賛成できない。

一 判旨の引用する最高裁判所の判決およびそこで引用されている昭和十四年一月二二日の大審院判決は、何れも地方裁判所で調停が成立し、したがつて地方裁判所を第一審の受訴裁判所とした事案であるから、本件のように簡易裁判所で調停が成立した事件で、訴訟物の價額からすればむしろ地方裁判所が第一審管轄裁判所と考えられる場合に、やはり調停の成立した簡易裁判所を專屬管轄裁判所と解すべき趣旨であるかは、右の最高裁判所の判決からだけでは必ずしも明らかでない。ただ從來の大審院時代の判例の傾向（例えば、起訴前の和解調書を債務名義とする強制執行に額如何ニ拘ラス第一審ノ受訴裁判所トシテ當該和解ヲナシタル區裁判所ノ事物ノ管轄ニ專屬スルモノト謂ハサルヘカラス」と明言した東京地裁大正十四年一〇月二〇日の判決（新聞二五二六號一四頁）や、訴訟物の價額を問題とせず、區裁判所を專屬管轄裁判所とした大審院決定（大決昭六・二二）から、常に調停の成立した裁判所——簡易裁判所を調停調書による強制執行に對する一八新聞三三六六號一一頁等）から、常に調停の成立した裁判所——簡易裁判所を調停調書による強制執行に對する

請求異議の訴の專屬管轄裁判所と解する趣旨であらうと推測されるにすぎない。ところが調停事件の原則的管轄裁判所たる簡易裁判所の性格は、舊區裁判所のそれとは可成り異つたものとなつてゐる關係もあつて、右の最高裁判所の判決の後にも、右の趣旨と異り、訴訟物の價額の如何によつて調停を成立せしめた簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所の何れかが管轄裁判所となると解する下級裁判所の判決(高松高裁決定昭二九・一・二九高裁民集七卷三時報六五)が散見されたのである。したがつて本判旨の意義も、最高裁判所の判例としては始めて、この點に關して從來の判例の態度をそのまま踏襲することを明らかにした點にあるといえる。

二 訴訟上の和解に基づく強制執行に對する請求異議の訴については、民訴法五六〇條により同法五四五條が準用されて、「第一審の受訴裁判所」が專屬管轄裁判所である。支拂命令を債務名義とする場合には、民訴法五六一條一項によつて、訴訟物の價額により命令を發した簡易裁判所またはその所在地を管轄する地方裁判所が專屬管轄裁判所となる。調停調書を債務名義とする場合には明文の規定はないが、その記載は訴訟上の和解と同一の效力を有するから(民事調停法一六條)、效力の點からすれば、それは訴訟上の和解と同視すべきものとして、判旨の説くように、同様に五四五條を準用することは十分に考えられることである。そして五四五條を準用すれば、五六〇條但書は訴訟物の價額により管轄裁判所を異にする支拂命令に關する五六一條三項を例外規定とするから、五四五條の「第一審の受訴裁判所」とは事物管轄の原則を排除する特別の管轄の定めとして、訴訟物の價額の如何を問はず、常に調停を成立せしめた簡易裁判所と解すべきものとならう(菊井・判民昭和四一年度八三事件、村松・民商一一卷六五五頁、菊井・田中・法協七〇卷四號三六五頁の判例批評は何れも判例支持)。

しかしながら右の見解は、五四五條の立法趣旨からすると疑問なきを得ない。五四五條が「第一審の受訴裁判所」を請求異議の訴の管轄裁判所としたのは、訴訟記録を保管する裁判所の管轄とすることが、審理の便宜であり迅速な

解決に役立つとの趣旨のほか、それが審級の秩序を維持する所以でもあるとの考えに基づく（菊井・前掲、兼子・）。ところが調停手續において作製される調書は訴訟手續におけるそのように詳細なわけではないし（民事調停規則）、また調停の性質上、それが訴の手續たる請求異議訴訟の審理に便宜であるとも思われない。したがつて、審理の便宜の面からしても、請求異議の訴を調停を成立せしめた簡易裁判所の専屬とすることに、必ずしも合理的な根拠があるわけではないが、更にまた、訴訟物の價額からすれば本來地方裁判所の管轄に屬すべき事件を、事物管轄の原則を排除してまで簡易裁判所としなければならぬほどの理由も存しない。

調停手續を簡易裁判所の管轄とするのは、それが、本來輕微な訴訟事件を簡易な手續で迅速に解決することを目的とする簡易裁判所の性格に合致すると考えられるからである。その結果簡易裁判所が調停手續の管轄裁判所として、事物管轄からすればむしろ地方裁判所に屬すべき事件について、訴訟上の和解と同一の效力を有する債務名義を形成したとしても、それは調停手續の特質に基づくものであつて、それ故にその債務名義に對する請求異議の訴の管轄までも認めるものではない。調停調書の效力と、調停調書を形成する手續とは明確に區別されなければならぬ。結果たる效力の同一を理由に、簡易裁判所の調停手續について認められた管轄を、訴の手續である請求異議訴訟にまで擴張することは妥當でない。したがつてこの點ではむしろ、訴訟物の價額によつて命令を發した簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする、支拂命令が債務名義の場合の五六一條三項が考慮されなければならぬ。そこでは假執行宣言附支拂命令が確定判決と同一の效力を有することは問題でなく、督促手續とそれに對する請求異議訴訟の手續の差異が、管轄裁判所について事物管轄に従うべきものとしていのである（小山・民商二九、卷四號二五六頁）。

したがつて、調停調書の效力が訴訟上の和解と同一だからといつて、判旨の説くように、訴訟上の和解を債務名義

とする場合の五四五條を準用しなければならぬ理由はなく、むしろ手續の實體に即して、支拂命令に關する五六一條三項を準用すべきである。(小山・前掲、兼子・前掲、前掲高松高裁決定)。したがつて事物管轄は地方裁判所に屬する本件では、原判決を取消し差戻すべきであつた。判旨が大審院の判例をそのまま踏襲したことは遺憾である。